

医政局長通知（平成22年4月30日付 医政発0430第1号）に基づく
プロトコール合意文書

プロトコール名

院外処方箋に関する疑義照会の簡素化（三豊総合病院-観音寺三豊薬剤師会間）

三豊総合病院(以下、甲)と観音寺・三豊薬剤師会(以下、乙)は甲の院外処方箋における疑義照会の運用において、乙と「プロトコール名：院外処方箋に関する疑義照会の簡素化（観音寺三豊薬剤師会-保険薬局間）」を取り交わした保険薬局での患者の待ち時間の短縮および処方医の負担軽減の観点から下記の事項に関する疑義照会の簡素化に合意するものとする。

なお、保険薬局での運用に関しては、患者の不利益に結びつかないように、十分な説明と同意を得てから行うものとする。

記

1. 院外処方箋の疑義照会簡素化に係る事項

以下の場合に原則として疑義照会を不要とする。プロトコールの詳細については別記「院外処方箋に関する疑義照会簡素化プロトコール 細則」を参照。

No.1 同一主成分が含有されている全ての銘柄間変更(先発⇔先発)

No.2 成分が同一の内用剤の剤形変更

No.3 別規格がある内用剤の規格変更

No.4 患者の希望・または同意が得られた場合、半割、粉碎及び一包化を行うこと

No.5 抗菌薬の併用有無によるビオフェルミンからビオフェルミンRへの変更、またはその逆

No.6 湿布薬におけるパップ剤⇒テープ剤への変更、またはその逆(患者希望の場合のみ)

No.7 湿布薬における規格変更(患者希望の場合のみ)

No.8 ビスホスホネート製剤等の週1回、月1回製剤が、連日投与の他の処方薬と同一日数で処方されている場合の処方日数の適正化

No.9 用法に関して口頭で具体的な指示がされている場合のコメント追記

No.10 薬事承認されていない用法に対する薬学的判断に基づいた薬事承認用法への変更

No.11 残数調整

2. 施行開始日について

2021年4月1日

開始日以降に合意を取り交わした保険薬局は合意日翌日より施行可とする。

3. 合意解除、内容変更について

合意の解除及びプロトコール内容の変更については必要時協議を行い、三豊総合病院企業長、三豊総合病院薬剤部長、観音寺三豊薬剤師会会長 3 名の合意をもって締結することとする。

上記内容に合意する。

署名

日付

三豊総合病院（甲）	企業長	_____	_____
	薬剤部長	_____	_____
観音寺・三豊薬剤師会（乙）	会長	_____	_____